

請求の要旨

非常勤職員に対する退職慰労金を支給していたことについての大東市長等に
係る住民訴訟について、司法判断にかかわらず損害賠償請求をすることを放棄
する旨の債権放棄の議決は違法に市の債権を失効化し、市の財産を喪失せしめ
るものであり、提案し、賛成した議員および債権放棄決議を理由として事後的
に債権は喪失したという立場をとって債権回収を没却、喪失せしめる不法行為
に加担実行した大東市長岡本に対し、238万1650円と31万2800円及びこれ
に対する平成19年8月2日から年5分の割合の金員の請求をするよう命じ、
大東市長が損害賠償を求めること、また、損害金を徴収することを怠る事実の
違法の確認を求める。

【添付書類】

1. 大阪地方裁判所 第一審判決
2. 大阪高等裁判所 第二審判決
3. 大阪高等裁判所第6民事部 第二審判決（平成20年9月5日）茨木市に係るもの
4. 可決した議案書の写し
5. 議決事項送付書